

鉛筆、シャープペン、フリクションボールペン等の消せるペンでの記入は御遠慮ください。

学校コード

記入例2
(生活保護受給世帯以外)

神奈川県知事 殿

令和8年7月3日

高校生等奨学給付金受給申請書

【1】申請者
裏面

父、母が2名いる場合、どちらが1人目になってもかまいません。

記入をもって誓約・委任します。

※まず、裏面から記入してください

保護者 1人目 (申請書記入者)	住所	神奈川県 横浜, 日本大通1 〇〇〇マンション101			日中連絡が取れる電話番号 080 - 1234 - 5678			
	ふりがな	かながわ たろう			高校生等との関係	☒ 親権者(父) ☐ 親権者(母) ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他()		
	氏名	神奈川 太郎						
	ふりがな	かながわ はなこ			高校生等との関係	☐ 親権者(父) ☒ 親権者(母) ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ その他()		
	氏名	川 花子						

7月1日時点で生活保護(生業扶助)を受けていない保護者等は②に☑してください。

【2】区分 次のいずれかに☑

☐ ①生活保護受給世帯 (生業扶助の高等学校等就学費を7月1日時点で受給している)

☒ ②住民税非課税世帯 (令和8年度(非)課税証明書の市・県民税所得割額を見て記入してください。

☐ ③家計急変世帯

配偶者控除となっている保護者等で、市・県民税が課税されていなくとも令和8年度 非課税証明書を提出し、0と記入してください。

【3】令和8年度 県民税・市町村民税 所得割額 確認 ※生活保護世帯は、家計急変でⅠ～Ⅲに該当しない場合は金額を0と記入してください。

所得割合計額の該当金額に☑	所得割額合計額(円)	道府県民税所得割額	市町村民税所得割額(円)	道府県民税所得割額(円)	市町村民税所得割額(円)
☐ Ⅰ 0円(非課税)	105,800	63,300	42,500	0	0
☐ Ⅱ 100円～105,499円					
☒ Ⅲ 106,000円以上					

保護者等の所得割額の合計額を記入し、あてはまる欄に☑をつけてください。

【4】住所

ふりがな				平成	2009年 2月		
氏名	神奈川 次郎			西暦			
在学する学校	名	◆◆高等学校			在学期間	自	2026年 4月 1日
	称	私立			年	至	年 月 日
上記とは別に在籍したことがある高校等	名	□□高等学校			在学期間	自	2025年 4月 1日
	称	県立			年	至	2026年 3月 31日

至(卒業)は、高校等に在学中の場合記入不要です。

【5】家族滞在の状況

☐ ① 7月1日時点、在学している以外に、過去に他の学校にいた場合は記入してください。

☐ ② 永住者

☐ ③ 日本人の配偶者等

☐ ④ 永住者の配偶者等

☐ ⑤ 定住者のうち将来永住する意思がある

☒ ⑦ 家族滞在のうち、日本国の小学校、中学校を卒業した者であって、高校等卒業後に日本で就労して定着する意思がある

☐ ⑧ 上記以外(令和8年度新入生で在留資格「留学」除く)

在留期間満了日が7月1日よりも前の日付である場合は支給できません。

在留期間の満了日	(西暦) 2029年 3月 31日
----------	-------------------

【6】国籍証明書類 ※下記いずれか一つに☑

☐ 令和8年度就学支援金(新制度)又は学び直し支援(新制度)の支給決定通知書

☐ 令和8年度高校生等・新修学支援又は学び直し支援(旧制度)の支給決定通知書

☒ 住民票(写し)

☐ 在留カード(コピーしたもの)

☐ 特別永住者証明書(コピーしたもの) ※特別永住者である高校生等のみ

「第2号様式 振込先登録用紙」に貼付した、通帳の見開き部分又はオンラインバンク画面に記載されている名義人のとおりに正確に記入してください。誤字脱字、記入漏れ、名義人氏名変更、口座解約等で振込できなかった場合は支給ができない場合があります。 ※高校生等の本人名義の口座可。

【7】上記【5】において、⑦の家族滞在に☑した方は記入

☒ 日本国の小学校の卒業証書又は卒業証明書 を提出する

☒ 日本国の中学校の卒業証書又は卒業証明書 を提出する

家族滞在の方で、日本の小学校も卒業していない場合は【5】令和8年度の新入生で在留資格「留学」の場合は、本給付金は対象外となります。

【8】振込先口座

振込先口座	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合・農協	金融機関コード	0 1 2 3	▽▽▽	本店 支店 本所・支所 出張所	0 1 2
	預金種目	普通・当座 貯蓄	口座番号	0 1 2 3 4 5 6	口座名義人(申請者)	カナガワ タロウ	

※通帳見開きに記載された名義人を正確に記入してください

<県使用欄>

記入不要

両面印刷でない場合は氏名を余白に記入

【10】 ☒ 該当しないので①～⑥のうち該当するいずれかの者の令和8年度(非)課税証明書を提出します ※生活保護 ☒ は不要

両面印刷ができない場合、この面にも保護者 1 人目の氏名を余白に記入してください。

☒ 下表の3項目中、どの申請区分で申請するかを確認しました。

神奈川県内の高校等※に在学していれば在学証明書は不要です。
(※通信制は本部校が神奈川県内であること。)

□ 【12】で「通常申請」を選択した場合は、7月1日時点での在学状況の
 □ 【12】で「家計急変」を選択した場合は、家計急変事由発生日の属す
 であるか）。ただし、事由発生日が7月1日以前の場合は、7月

・住民票の写しは対象となる生徒が記載されていれば世帯一部でも構いません。

- ・きょうだいがいる世帯の申請は、申請ごとに原本が必要です。
- ・令和8年に発行された住民票でお願いします。
- ・在留期間満了日が申請日より前に到来するものはお使いいただけません。

この場合、更新された在留期間満了日が記載された住民票を提出してください。

下表から、この申請における対象の高校生等の国籍・在留資格ごとに、**※ただし就学支援金、高校生等・新修学支援金**の申請は、必ず直し支援金の支給決定通知書で代用することも可です。

必要事項を確認したら
☒してください。

日本の小学校、中学校の卒業証書はコピー可。
卒業（修了）証明書の場合は卒業した学校等から取り寄せてください。

・授業料以外の教育費に関して学校へ納付する納付金等に未済があるので、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てるために、学校長が高校生等奨学給付金を代理受領することについて委任します。